

「地区防災計画」作成の手引き (案)

北 斗 市

令和 7 年〇月

目 次

1	はじめに	1
2	地区防災計画とは	1
3	地区防災計画の内容	2
	（1）地区防災計画の項目例（イメージ）	2
	（2）地区防災計画作成のイメージ	3
	（3）作成要領（ワークショップ）	3
	（4）防災活動	4
	（5）実践と検証	5
	（6）地区防災計画作成における参考となる主な資料等	6
4	地区防災計画への規定	6
5	おわりに	7

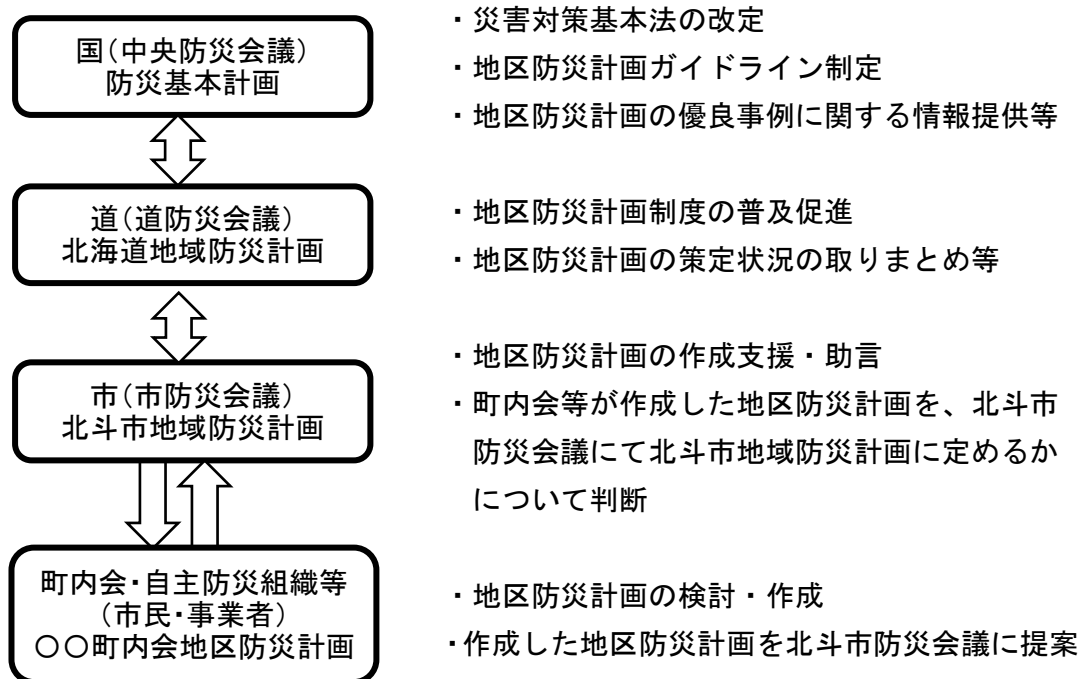
1 はじめに

わたしたちの国の防災計画は、災害対策基本法（昭和36年制定）に基づき、国や都道府県、市町村など各レベルに応じて防災計画が立てられ、その計画に沿って防災活動を実施しています。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村の町内会等一定地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。

この制度により、市の判断で市民のみなさんが立てた地区防災計画を北斗市地域防災計画に位置づけるほか、市民のみなさんが北斗市防災会議に対して、北斗市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することが可能となりました。

【地区防災計画制度の全体イメージ】



2 地区防災計画とは

自分たちのまちに災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を、地区居住者等のみんなでつくる計画です。

【地区防災計画のポイント】

- 小さなことでも良いので、住民主体でとりくむ
- 計画作成が目的ではなく、住民の視点、地区の特徴を生かした活動が主体
- 定型にこだわらず、自分たちの地区にあった「オンリーワン」を目指す
- 一度きりではなく、改善を重ねながら長期間続けていく

※ 難しく考えず、他の地域のいいところはどんどん取り入れましょう。

3 地区防災計画の内容

各地区の特性に応じて、地区居住者等の意向を反映する形で、実践することができる防災計画を作成することが重要です。

(1) 地区防災計画の項目例（イメージ）

〇〇地区防災計画

1 計画の対象地区の範囲

【例】〇〇町内会、〇〇小学校、〇〇株式会社 等

2 基本的な考え方

- (1) 基本方針（目的）
- (2) 活動目標
- (3) 長期的な活動計画

3 地区の特性

- (1) 自然特性（海岸・河川・崖等の状況、発生が想定される災害等）
- (2) 社会特性（地域の人口傾向、地域内の学校、事業所等）
- (3) 防災ハンドブック・ハザードマップ

4 防災活動

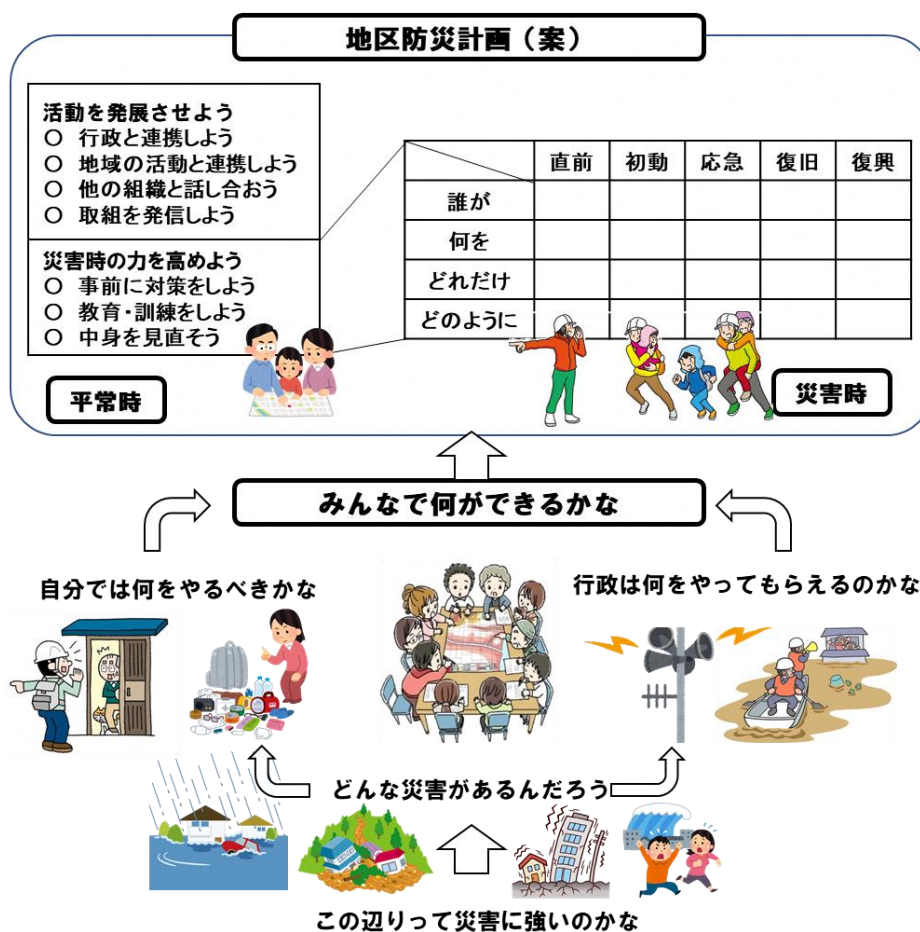
- (1) 防災活動の体制（リーダー、各メンバーの役割）
- (2) 防災活動の内容（災害別）
 - ① 平時の活動 ② 発災直前の活動（洪水等）
 - ③ 災害時の活動 ④ 復旧・復興期の活動
- (3) 北斗市、消防団、学校、各種地域団体、ボランティア等との連携

5 実践と検証

- (1) 防災訓練の実施・検証
- (2) 防災意識の普及啓発
- (3) 計画の見直し

※ 計画作成を容易にするため一例（イメージ）を示しましたが、これにとらわれる必要ありません。一例の項目を網羅する必要もありませんし、違う項目が入っても問題ありません。地区の皆さんの自由な発想により、皆さんが使いやすいものを作成してください。

(2) 地区防災計画作成のイメージ



(3) 作成要領（ワークショップ）

- ① 地区で過去に発生した大規模な自然災害や北斗市が想定している災害を調べ、災害の内容・被害・災害対応に関する問題について把握します。
- ② ハザードマップや防災まち歩き等による地区内危険箇所の把握を行います。
- ③ 共助の柱として、地区内の要配慮者（避難行動要支援者）状況の把握とその支援の内容や方法を確認しておき、実践に備えて訓練を行います。
- ④ 想定される災害が発生した場合における地区の危険な場所や安全な場所を確認し、安全な避難方法を検討します（代替ルートの確認も必要）。
- ⑤ 各メンバーの平常時や災害時における役割分担を具体的に決めておきます。
- ⑥ 具体的な活動を検討し、そのために必要な防災資機材の内容や保管場所等をあらかじめ決めておきます。
- ⑦ 近隣の町内会等、自主防災組織、消防団、学校、地域団体等との連携について、検討します。

(4) 防災活動

ア 防災活動の内容

- ① 平常時：個人や地域で取り組む防災活動を記載
- ② 災害直前：洪水、土砂災害、津波等からの「避難」に関する事項を記載
- ③ 災害時：被災後の安否確認、救出・救護、避難所運営等について記載
- ④ 復旧・復興期：地区の被災者支援、復旧・復興への要望等について記載

【防災活動の一例】

①平常時	②災害直前	③災害時	④復旧・復興期
○防災訓練、避難訓練 ○普及・啓発活動 ○活動体制の整備 ○連絡体制の整備 ○指定緊急避難場所・指定避難所の確認 ○避難路の確認・点検 ○要配慮者（避難行動要支援者）の把握等 ○備蓄品・資材の整備	○気象情報・避難情報等の収集・共有・伝達 ○連絡体制の確認（避難に関する注意喚起） ○避難に関する判断、避難行動 ○率先避難、避難誘導 ○要配慮者（避難行動要支援者）の避難支援	○身の安全確保 ○出火防止、初期消火 ○安否確認 ○住民間の助け合い ○率先避難、避難誘導、避難支援 ○情報収集・共有・伝達、救出・救護 ○避難所運営、在宅避難者への支援	○被災者の対する地域コミュニティ全体での支援 ○行政関係者、学識経験者等と連携して、真に地域が発展する復旧・復興に寄与（建設的な意見・要望等）

イ 北斗市、消防団、学校、各種地域団体、ボランティア等との連携

- ① それぞれの団体との連絡先及び連絡手段を確認しておきます。
- ② 連携における具体的な活動範囲や役割分担を検討・協議しておきます。
- ③ 平常時からお互いに顔の見える関係をつくり、定期的な話し合いや訓練を実施するように心がけます。

【連携の具体的な一例】

- ・ 要配慮者（避難行動要支援者）の支援に関する連携
 北斗市や福祉関係者と連携し、地区内に居住する避難行動要支援者を把握し、個別避難計画の作成や避難訓練を実施する。（避難行動要支援者の家族、避難支援等実施者を含む。）
- ・ 津波発生時における避難所運営に関する連携
 避難対象地域の町内会については、避難所となる学校や施設を確認するとともに、避難先の町内会・学校職員等と避難所の開設・運営に関する話し合いや訓練を実施する。

(5) 実践と検証

ア 防災訓練の実施・検証

町内会の住民等が、災害時において実際に地区防災計画に規定した活動が行えるよう、毎年、様々な状況を想定した訓練を行うことが重要です。(下表参照)

北斗市や学校、あるいは各種団体や地元企業等と連携をした訓練も計画にすると、より実効性が高まる防災訓練となります。

【防災訓練の一例】

- 避難訓練（避難行動要支援者の避難支援を含む。）
- 避難場所・避難路及び避難経路上の危険個所の確認
- 避難所開設・運営訓練（給食・給水、物資配給対応等）
- 初期消火、救急応急訓練（心肺蘇生法・AED講習等）
- 防災資機材の取扱い訓練

イ 防災意識の普及啓発

「共助」による防災活動を促進するためには、地域に住む一人ひとりの防災意識を高め、地域コミュニティ全体で防災に取り組むことが地域防災力の向上につながります。

普及啓発活動は、地域の誰もが楽しんで防災に向き合い、学ぶことができることを考慮した取り組みが大切です。下表を参考に工夫をして取り組み内容を検討してください。

【普及啓発活動に活用できるゲーム等の一例】

項 目	内 容
クロスロードゲーム	災害時の切迫した状況下での判断・行動について、多様な考えがあることを気づき合うための二者択一式ゲーム
D o はぐ (避難所運営ゲーム)	避難者の事情に応じて、避難所に見立てた平面図に適切に避難者を配置できるか、トラブルにどう対応するか等、避難所運営を模擬体験するゲーム
D I G (災害図上訓練)	地区に災害が発生したことを想定して、入手した情報を踏まえて、災害状況や予測される危険等を大きな地図に記入する訓練
防災運動会	担架リレー、バケツリレー、土のう積みリレー、防災クイズ等「防災」をテーマにした運動会

【防災意識を醸成する方法の一例】

- 北斗市・学校の防災訓練・イベント等へ参加する機会を増やす。
- 町内会行事等に防災要素を盛り込み、地域・家族で話し合う機会を増やす。
- 北斗市や消防等の講演会や研修で行政担当者等からの説明を受ける。
- 災害現場の視察、災害体験者の講話、事例等による追体験を行う。
- 防災知識に関するチラシやパンフレットを作成・配布する。

ウ 計画の見直し

計画に基づいた防災訓練を行い改善点が明らかになった場合や計画作成の基となる資料が改正された場合などには、行政職員等を交えて検証を行い、新たな課題に対応できる計画や活動内容に見直すようにしましょう。

(6) 地区防災計画作成における参考となる主な資料等

- 北斗市地域防災計画
- 北斗市防災ハンドブック、ハザードマップ
- 北斗市津波避難計画 等

4 地区防災計画への規定

(1) 北斗市地域防災計画に地区防災計画を規定する方法

地区防災計画を規定する方法としては、以下の2つがあります。

ア 北斗市防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として北斗市地域防災計画に規定する場合

イ 地域コミュニティの住民等が、地区防災計画の素案を作成して、北斗市防災会議に対し提案を行い（計画提案）、その提案を受けて北斗市防災会議が、市町村地域防災計画に地区防災計画を定める場合

(2) 計画提案の手続

【計画提案の流れ】



ア 提案手続の手順について

提案時期	通年
提案できる者	地区居住者等（計画を作成した者）
提案場所	北斗市 総務部総務課交通防災係
提案方法	窓口（交通防災係）持参、郵送
提案に必要な書類等	・地区防災計画提案書（提案を行うものの氏名・住所） 様式 1 ・地区防災計画（案） ・当該居住者であることを証明する書類 （住民票、運転免許書の写し等。法人の場合は登記事項証明書等）
留意事項	計画（案）の内容が北斗市地域防災計画等に抵触していない

イ 計画提案の結果について

（ア）計画採用の場合

提出された計画（案）にある考え方や具体的な活動等の一部または全部を北斗市地域防災計画に位置づけます。

預かった計画（案）は、交通防災係が保管し、請求がある場合は閲覧できるようにします。

※個人情報がある場合は、一部閲覧不可

（イ）位置づけられない場合

北斗市地域防災計画等に抵触していたり、活動範囲が極めて限定的であった場合などは北斗市地区防災計画に位置づけられない場合があります。

この場合は、位置づけしないと判断した理由を提案者に通知します。

5 おわりに

いざというときに備え、地区居住者等が、地区防災計画を活用して、地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが必要です。

そのためには、形式にとらわれることなく、気軽に皆さんが意見を交わし、地域の特性に応じた使い勝手のよい計画を協力して作成することにより、総合的に地域防災力を向上させることが重要です。

また、防災活動をきっかけとして共助による活動が活発化し、良好な地域コミュニティの関係を構築することにつながることもあります。

市は、今後、この地区防災計画制度の周知を図り、地域コミュニティの維持・活性化やまちづくりの推進に努めます。

【市の地区防災計画作成支援内容】

- 地区防災計画、地区ごとの防災マップの作成に関する助言・協力
- 地区の防災訓練実施等における企画・進行に関する助言・協力 等

様式 1

年 月 日

北斗市防災会議会長

北斗市長

様

提案代表者

地区防災計画提案書

見出しのことにつきまして、災害対策基本法第42条の2第2項の規定に基づき、北斗市地域防災計画に下記の地区防災計画を定めることについて、必要書類を添えて提案します。

記

1 計画名称 「〇〇地区防災計画」

2 提案者

氏名・法人名	住所・所在地	連絡先（電話番号等）

3 添付書類

（1）「〇〇地区防災計画（案）」

（2）資格証明書類

- ・住民票、運転免許書の写し（提案者が個人の場合）
- ・登記事項証明書（提案者が法人の場合）

以上